

川崎市新型コロナウイルス感染症対応資金要綱

(目的)

第1条 令和二年新型コロナウイルス感染症による影響の拡大により、著しい信用収縮が生じた中小企業者に対し円滑な資金供給を行い、中小企業者の事業継続や経営の安定を図ることを目的とする。

(申込人資格要件)

第2条 次の(1)から(3)のいずれかの認定を受けた中小企業者(ただし、市内に事業所等を有するものに限る)。

- (1) 中小企業信用保険法(以下「保険法」という。)第2条第5項第4号の規定による認定(令和二年新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)(注1)
- (2) 保険法第2条第5項第5号の規定による認定(注1)(注2)
- (3) 保険法第2条第6項の規定による認定(令和二年新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)(注1)(注3)

(借入限度額)

第3条 借入限度額は、6,000万円とする。

(保証割合)

第4条 保証割合は、第2条(1)及び(3)については100%(全部保証)とする。

- 2 第2条(2)については、申込金融機関の選択した責任共有制度(責任共有制度要綱(平成18・9・12中庁第2号)に定める制度をいう。)の方式によるものとする。

(対象資金)

第5条 対象資金は、経営の安定に必要な事業資金とする。

(取扱金融機関)

第6条 取扱金融機関は、川崎市中心企業制度融資取扱金融機関のうちから市長が指定する。

(貸付形式)

第7条 貸付形式は、証書貸付又は手形貸付とする。

(保証期間)

第8条 保証期間は、10年以内とする。(据置期間5年以内を含む。)

(返済方法)

第9条 原則として均等分割弁済とする。ただし、保証期間が1年以内の場合は一括弁済でも差し支えないものとする。

(信用保証料率)

第10条 本制度は川崎市信用保証協会の信用保証を付すこととし、信用保証料率は借入金額に対し、0.85%とする。

ただし、本資金における経営者保証免除対応(注4)を適用する場合は0.2%を上乗せする。

(信用保証料の補助)

第11条 信用保証料の補助については、次のとおりとする。

(1) 第2条(1)～(3)の認定において認定書に記載された売上高等の減少率が15%以上のもの、及び第2条(2)の認定において申込人が個人事業主かつ小規模企業者(注5)であるものについては全額を国が補助し、それ以外のものについては2分の1を国が補助する。

ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外とする。

(2) 本制度において生じた信用保証料について市は補助をしない。

(代位弁済補助)

第12条 市長は、融資制度を安定的に運用するために、代位弁済補助について川崎市信用保証等促進事業補助金交付要領に基づき、川崎市信用保証協会に対し補助金として交付する。

(担保・保証人)

第13条 担保・保証人については、次のとおりとする。

(1) 担保 無担保とする。(注6)

(2) 保証人 原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない。また、本制度における経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない。

(貸付金利)

第14条 貸付金利は、次に掲げる利率とする。

(1) 保険法第2条第5項第4号、5号又は同条第6項の認定を受けた者。ただし、保険法第2条第5項第5号の認定を受けた者のうち売上減少率15%未満の法人及び小規模事業者でない個人を除く。

ア	融資期間1年以内	0.9%以内
イ	融資期間1年超3年以内	1.2%以内
ウ	融資期間3年超5年以内	1.4%以内
エ	融資期間5年超10年以内	1.6%以内

(2) 保険法第2条第5項第5号の認定を受けた者のうち売上減少率15%未満の法人及び小規模事業者でない個人。

融資期間10年以内 1.7% 以内

ただし、貸付から3年の間に生じる利子については別途定める方法により市からの補給を行うものとする。

(添付資料)

第15条 川崎市信用保証協会所定の申込資料のほか、保険法第2条第5項第4号、同条同項第5号又は同条第6項の規定による市町村長又は特別区長の認定書及び本制度における経営者保証免除対応を適用する場合は経営者保証免除対応確認書を添付するものとする。

(期中管理)

第16条 取扱金融機関は、据置期間が1年を超える場合、据置期間中モニタリングを行い、半年に一度、川崎市信用保証協会に対し、その内容を報告するものとする。ただし、報告について、令和2年12月31日までは当該報告を猶予することができる。なお、取扱金融機関がモニタリング内容の報告を行わなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

(取扱期間)

第17条 令和2年5月1日から令和3年3月31日までに保証申込を受け付けたもので、かつ令和2年5月1日から令和3年5月31日までに融資実行されたものとする。

(借換えの特例と制限)

第18条 借換えについては、次のとおりとする。

- 1 借換保証制度要綱(平成15年1月31日付け平成15・01・30中庁第1号)の定めにかかわらず、次の(1)又は(2)の保証を責任共有制度の対象外(100%保証)となる本制度の保証で借換えることができるものとする。
 - (1) 令和2年1月29日以降から本制度取扱い開始日の前日までに貸付実行された責任共有制度の対象となる保証
 - (2) 責任共有制度の対象となる本制度の保証
- 2 次に掲げる場合を除き、本制度の保証を本制度の保証で借換えることはできないものとする。
 - (1) 責任共有制度の対象となる本制度の保証を、責任共有制度対象外(100%保証)となる本制度の保証で借換える場合
 - (2) 法人代表者の連帯保証が付された本制度の保証を、経営者保証免除対応を適用した本制度の保証で借換える場合

注1：保険法第3条の3の規程による特別小口保険にかかる保証を除く。

注2：売上高等の減少を要因としないものを除く。

注3：本制度を利用する場合は、危機関連保証制度要綱（平成29年10月25日付け20171023中庁第1号）を適用しないものとする。

注4：本制度において、次の①及び②を満たす場合に、保証料率を0.2%上乗せすることにより経営者保証を免除する。

① 直近の決算書が資産超過であること

② 法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等）について、社会通念上適切な範囲を超えていない。

注5：常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）を主たる事業とする事業者については5人）以下のもの。

注6：既設定根抵当権を除く。

附 則

この要綱は、令和2年5月15日から施行し、令和2年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月15日から施行し、令和2年6月15日保証申込受付分から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月15日から施行し、令和2年12月1日保証承諾分から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行し、令和3年2月1日保証申込受付分から適用する。